

<特別養護老人ホームの重点化について>

<概要>

介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降、(地域密着型を含む)特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)について、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされました。

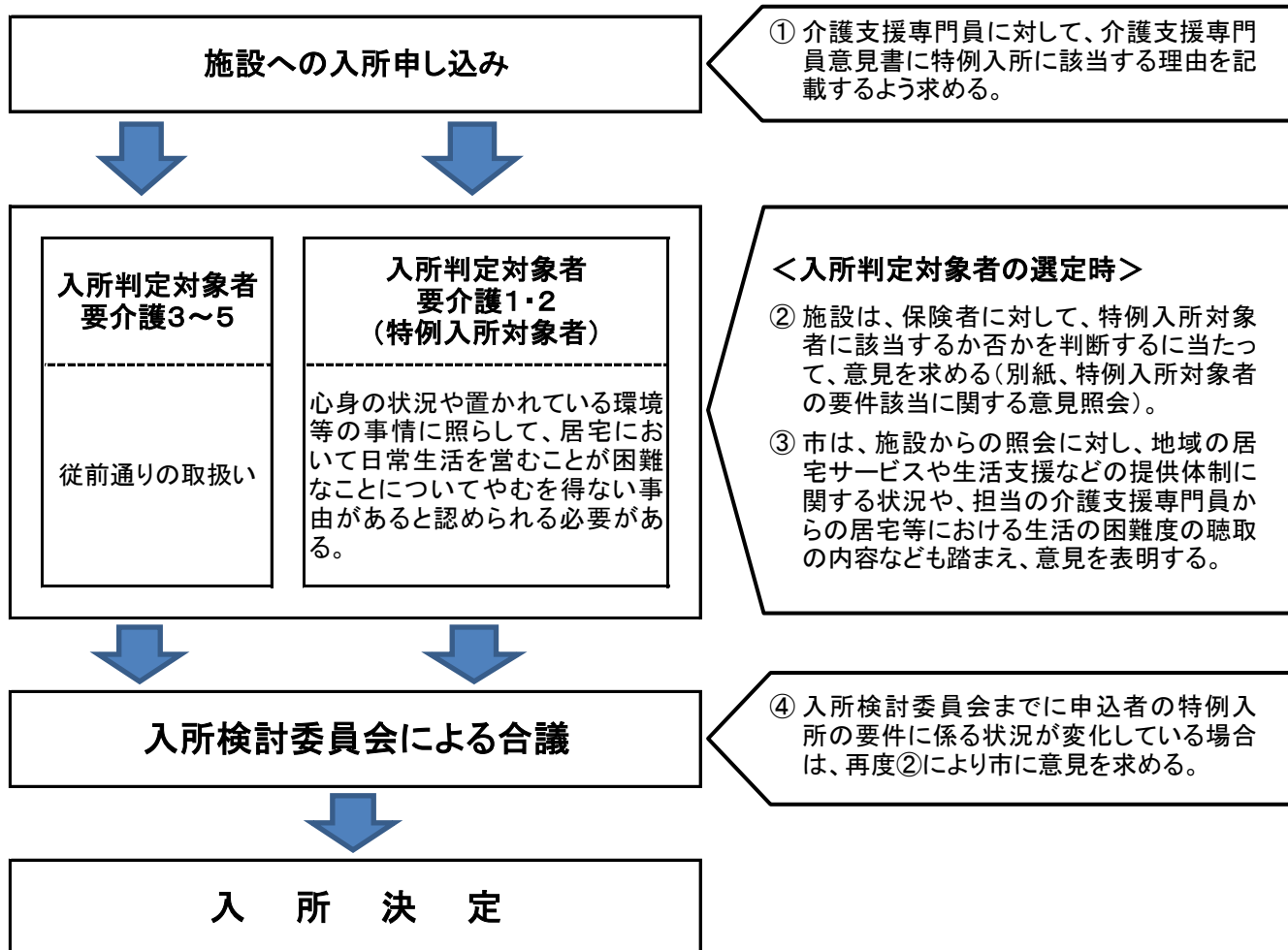
これに伴い、要介護度の低い要介護1・2の方が入所申し込みをする場合に、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由(※)」が必要となり、その判断の際には、保険者(市町村)が適切に関与することとなりました。

(※)「やむを得ない事由」

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障がいや・精神行動障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等からの支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

<今後の申し込みの流れ>

◎特例入所への市(保険者)の関与



<留意事項>

- ・ 要介護1又は要介護2の申込者で、平成27年3月31日以前に施設申込みをしている場合は、上記②から、手続きを始めることとする。
- ・ 平成27年4月1日以降に施設に入所した方で、要介護度が改善した場合(例:要介護4→要介護2)、上記②と同様、保険者に照会する。特例入所要件に該当した場合は、そのまま施設入所を継続できる。しかし、非該当になった場合は、速やかに施設退所に向けて居宅介護支援事業所などと連携を図り、退所すること。